

公告

福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月27日18地第6713号許可）を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の4第3項の規定により公表する。

令和6年11月29日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約
福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月27日18地第6713号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。